

## 政策調整会議概要（12月8日開催分）

日時 令和3年12月8日（水曜日）11時30分～12時00分  
場所 市役所本館2階 会議室

【案件】（仮称）箕面市土砂埋立て等の規制に関する条例案（素案）に係るパブリックコメントについて

### 出席者

委員 副市長、市政統括監  
担当部 みどりまちづくり部長、同副部長、審査指導室長、同室職員  
事務局 市政統括政策推進室職員

### 確認事項

パブリックコメントの実施について

### 結論

素案を了とし、パブリックコメントを実施すること。

### 質疑・意見等

- Q: 500㎡以上3,000㎡未満の区域において一定規模の土砂の埋立て等を行う場合は罰則付きの許可制とすることは理解したが、それ以外は規制対象外となるのか。
- A: それ以外の場合も届出制とすることにより、箕面市域において一定規模の土砂の埋立て等を行う場合は、許可申請又は届出のいずれかが必須となる。
- Q: 熱海市で発生した土砂災害を受けて、国においても造成行為に対する規制を強化する法整備を検討しているとの報道があるが、市としてこれにどう対応していくのか。
- A: 箕面市域における埋立て等に対する規制強化の緊急性が高いと判断しているため、まずは法整備を待たずして条例整備を進め、しかる後に、法整備された段階で状況に合わせて対応をしていく方針である。
- Q: 今後のスケジュールについてはどのような見通しか。
- A: 令和4年1月6日から2月4日までの期間でパブリックコメントを実施するとともに、本条例案には罰則規定を伴うことから、検察協議も並行して進める。パブリックコメントの結果公表と検察協議の完了はそれぞれ2月下旬となる見込みである。それらをもって最終案を確定した後、令和4年箕面市議会第1回定例会に議案として提出する予定である。

以上